

2020 年 6 月 1 日

理事・監事

航空部部長・監督・認定指導員・主将

訓練所長

各位

公益財団法人 日本学生航空連盟

専務理事 吉田 正克

(印章略)

### 合宿訓練再開に向けての感染症予防ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国的に解除されました。大学の課外活動禁止が解かれ、地域の理解が得られる事を前提に、学連として各校のグライダー活動再開を管理するにあたり、感染症予防ガイドラインを下記のとおり設定しました。

学生のグライダー活動は合宿訓練が主であることから、具体的には①訓練所へ入る時点でのチェックを厳格化、②マスク着用・手指の手洗い等生活習慣の厳守、③「三つの密」を回避、④使用施設の清掃・消毒等が重要になります。

尚、当ガイドラインの運用期間ですが、現時点では期間を当面の間とし、状況が改善された時点で内容を検討するようにします。

### 記

#### 1. 合宿参加時の学生・指導員の健康チェック（訓練所入り厳格化）

(1) 参加当日の体温が37.5度以下（到着後玄関で体温測定）

(2) 参加前2週間における以下の症状等がないこと

- ① 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
- ② 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ③ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ④ 嗅覚や味覚の異常
- ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2. 合宿に参加する学生・指導員の健康管理（マスク、手洗い等生活習慣維持）
  - (1) マスクを持参しできる限り着用する。
  - (2) 複座機に搭乗する時には、練習生と指導員はマスクを必ず着用する。
  - (3) 朝・夕の体温測定で 37.5 度以下を確認する。
  - (4) こまめな手洗い、(30 秒) アルコール等による手指消毒（出来ればグライダー搭乗前にも手指消毒）、うがいを実施する。
  - (5) 出来る限りソーシャルディスタンスを保つ。
  - (6) 合宿終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、訓練所長へ速やかにその旨報告し、合わせて濃厚接触者について報告する。
  
3. 宿舎の宿泊人数と食堂・ミーティングルーム等の使用（「三つの密」回避）
  - (1) 宿泊利用者数は 4 畳に 1 名、または各部屋の通常使用する人数の 5 割以下を目途に運用する。
  - (2) 指導員等が個室利用可能な場合は個室運用とする。
  - (3) 食堂のテーブルは使用前・使用後に消毒する。
  - (4) 食堂・ミーティングルームは対面での食事・会話をしないようにする。また、ランウェイでミーティングできるように工夫する。
  - (5) 風呂の使用はシャワーを基本とし、風呂場や脱衣所に長居しないようにする。
  - (6) トイレ使用時に蓋を閉じて流す。
  
4. 宿舎等の消毒管理（清掃・消毒）
  - (1) 消毒場所は、玄関ドアノブ、食堂(入口・テーブル)、シンク(水道)、浴室(入口・扉)、トイレレバー、使用している部屋（入口）等を対象とする。
  - (2) 朝、起床後全員で換気・清掃・消毒を実施する。
  - (3) 夕方。飛行終了後宿舎を使用する前に換気・消毒を実施する。
  - (4) ゴミはビニール袋に入れ、密閉して廃棄する。担当者は手袋、マスクを着用する。
  - (5) 「感染症防止対策責任者」を任命しチェックリストで実施状況を確認する。

以上

